

介護保険だより

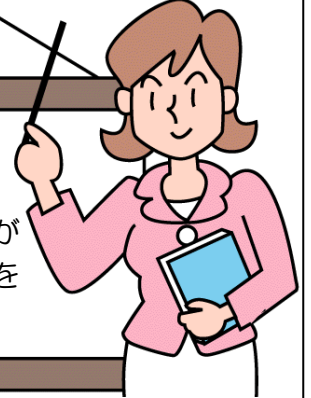
静岡県国民健康保険団体連合会
 〒420-8558
 静岡市葵区春日2丁目4番34号
 TEL 054-253-5580
 FAX 054-253-5589
 [インターネット]
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>
 静岡県国保連合会 検索

よくあるお問い合わせ

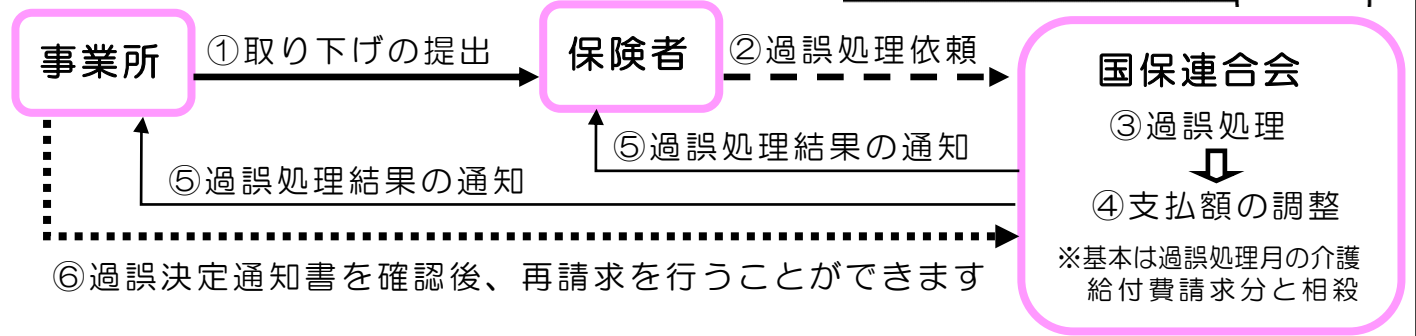
既に支払を受けた介護給付費について、請求誤りがあったので訂正をしたい・・・。



請求明細書の取り下げが必要
 です。取り下げが完了後に再請求を行ってください。



処理の流れ



注意

- ◇ 請求明細書が返戻や保留中となっている場合、取り下げはできません。必ず請求明細書が審査決定済になっていることを確認してください。
- ◇ 請求明細書の取り下げは保険者に依頼します。提出書類や締切日は保険者によって異なる場合があります。詳細は保険者に確認してください。
 ※生活保護単独（被保険者番号がHで始まる方）は各福祉事務所に依頼します
- ◇ 給付管理票に過誤処理はありませんので、新規で提出済の給付管理票について内容の変更がある場合は【作成区分：修正】、提出誤り等で不要な給付管理票を取消す場合は【作成区分：取消】の給付管理票を国保連合会に送付してください。（受付期間は毎月1日から10日です）

介護保険伝送請求事業所の皆様へお知らせ

システム改修のため、5月1日は伝送の送受信ができなくなりますので事前にお知らせします。

ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

【平成28年4月請求分 審査結果】は5月2日から受信可能

【介護給付費等の請求受付期間】は5月2日～5月10日（※10日必着）

請求事務を担当される方は、御一読ください。